

# イーストスプリング・アジア・インフラ株式ファンド (3ヵ月決算型) / (年2回決算型)

追加型投信 / 海外 / 株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

**イーストスプリング・インベストメンツ株式会社** 金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第379号

ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**三井住友信託銀行株式会社**(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
3ヵ月決算型	追加型投信	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年4回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
年2回決算型					年2回			

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- 本書により行う「イーストスプリング・アジア・インフラ株式ファンド(3ヵ月決算型)」および「イーストスプリング・アジア・インフラ株式ファンド(年2回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年5月16日に関東財務局長に提出しており、2019年5月17日にその届出の効力が生じております。

(注)上記のファンドをそれぞれ「3ヵ月決算型」「年2回決算型」ということがあります。また総称して、あるいは個別に「当ファンド」ということがあります。

- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

#### <委託会社の情報>

委託会社名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
設立年月日	1999年12月1日
資本金	649.5百万円(2019年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	6,051億円(2019年3月末現在)

## <追加的記載事項>

### 信託終了（繰上償還）の予定について

当ファンドは、2019年4月末時点の純資産総額が「3ヵ月決算型」では約1,200万円、「年2回決算型」では約900万円と信託約款に定める繰上償還の基準となる金額（10億円）を大きく下回っており、今後、各ファンドにおける純資産総額の大幅な増加は見込み難いため、信託約款の規定に基づき信託終了（繰上償還）の手続きをとる判断をいたしました。

#### <信託終了（繰上償還）の日程および手続き>

① 受益者および受益権口数の確定	: 2019年7月 3日（水）
② 書面による議決権行使受付最終日	: 2019年7月22日（月）
③ 書面による決議の日 （信託終了（繰上償還）の可否が決定される日）	: 2019年7月23日（火）
④ 信託終了（繰上償還）予定日	: 2019年8月 8日（木）

2019年7月23日に、各ファンドにおいて、2019年7月3日時点の受益者の皆様を対象に書面決議を行い、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合は、信託を終了（繰上償還）いたします。

なお、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られなかったファンドについては信託を終了（繰上償還）いたしません。

（注）2019年7月2日以降に各ファンドをご購入いただき、これにともない受益者となる方は、上記手続きを行う権利がございません。

信託終了（繰上償還）の可否は、2019年7月23日以降、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社のホームページでご確認いただけます。

（注）書面決議の結果、一方のファンドのみが信託終了（繰上償還）し、他方のファンドは信託終了（繰上償還）せず、運用を継続することがあります。

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、ご解約のお申込みは2019年8月1日まで通常通り受け付けます。



# I ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、主として日本を除くアジア地域におけるインフラ関連企業の株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

## ファンドの特色

### 1 主として、日本を除くアジア地域におけるインフラ関連企業の株式に投資を行います。

- ▶ 「イーストスプリング・インベストメンツ – アジアン・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド クラスJ」（以下「アジア・インフラ・エクイティ」ということがあります。）への投資を通じて、日本を除くアジア地域におけるインフラ関連企業の株式に投資を行い、長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。

#### 「アジア・インフラ・エクイティ」の特徴

- ▶ 国内のインフラ整備、複数国にかかる広域のインフラ開発等が進展、または計画されているアジア地域に注目し、インフラ関連企業の株式に投資を行います。
- ▶ 特に、将来により大きな経済成長とインフラ需要の拡大が期待できる、アジア新興地域への投資を重視します。

以下の企業の株式等に投資を行います。

- ・日本を除くアジア地域において設立または上場されているインフラ関連事業を営む企業
- ・日本を除くアジア地域において主にインフラ関連事業を展開している企業

「アジア・インフラ・エクイティ」でのインフラ関連企業とは

人々の生活や産業の発展に必要な社会基盤の整備・提供等を行う企業が含まれます。

例えば、電力、上下水道、鉄道、道路、港湾、通信、エネルギー関連、資本財（原材料、機械装置設備）等を指します。また、これらの社会基盤整備を推進するための資金調達や融資を行う金融機関も含まれます。

#### <主要投資対象国・地域>

中国、韓国、台湾、香港、インド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン

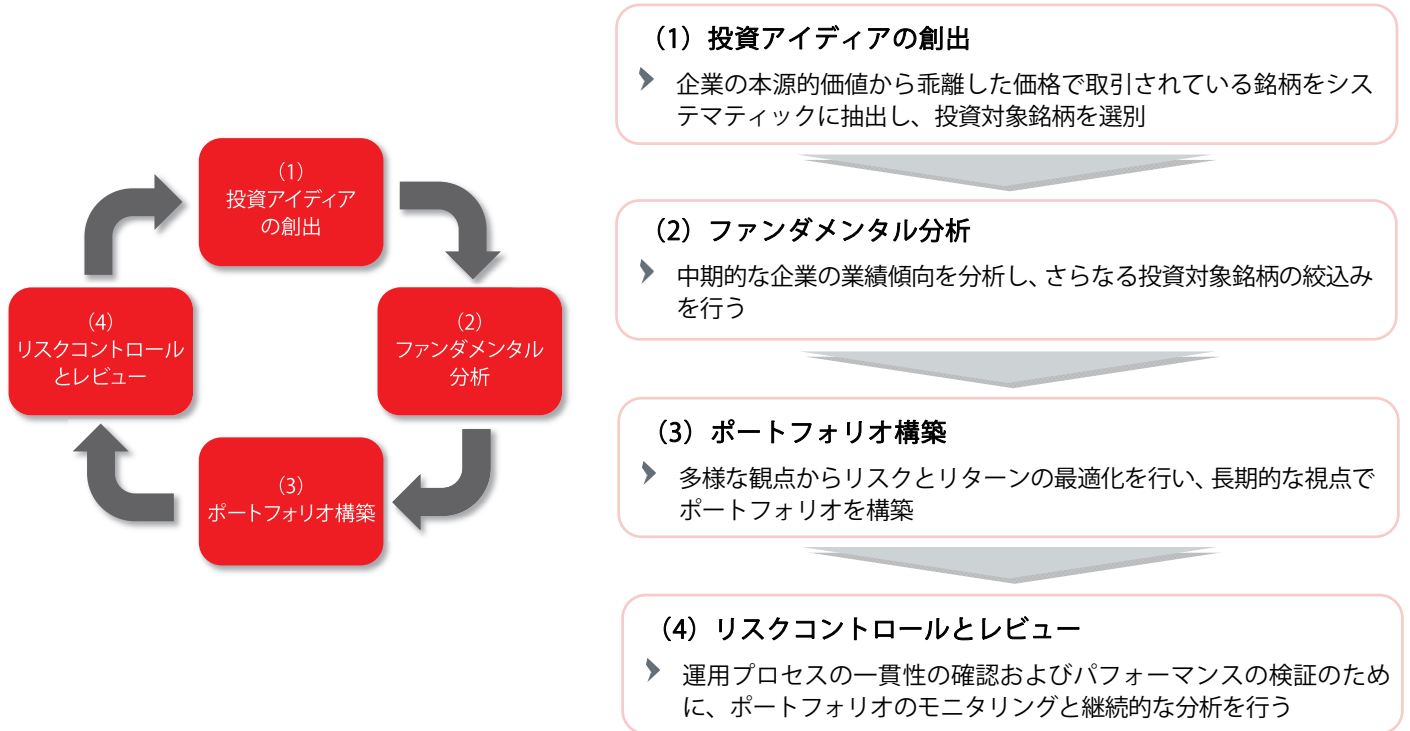
(2019年3月末現在)

主要投資対象国・地域は、今後変更される場合があります。

また、実際の投資にあたっては、上記の国・地域のすべてに投資するとは限りません。



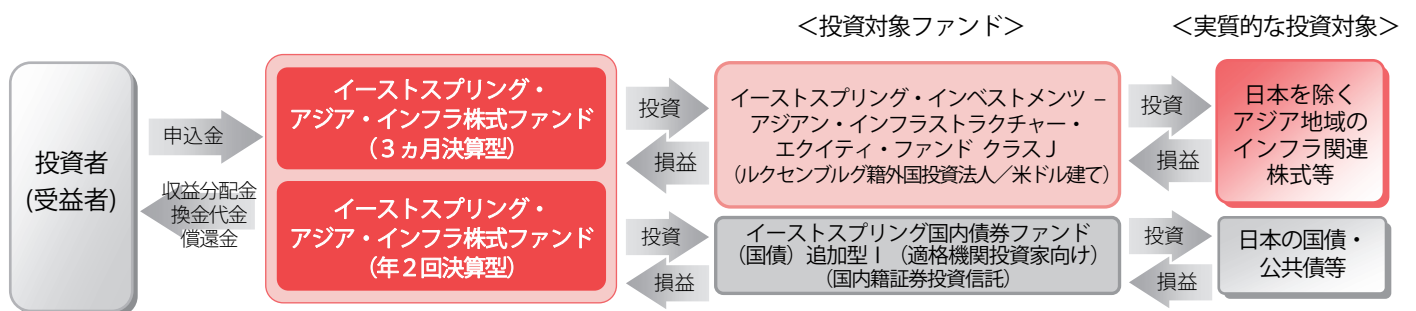
## 「アジア・インフラ・エクイティ」の運用プロセス



※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド クラス J」への投資比率を高位に保ちます。



### 3 「アジア・インフラ・エクイティ」の運用は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。

#### <充実したアジアのネットワーク>

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドはアジアの株式運用に関する豊富な経験を最大限活用して運用を行います。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドのアジア株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行います。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。



(2019年3月末現在)

### 4 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- ▶ 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。当ファンドは実質的にアジア各国・地域の株式に投資するため、その基準価額は、株式の値動きに加え、円対現地通貨等の為替相場の動きに影響を受けます。

### 5 <3ヵ月決算型>と<年2回決算型>の2つのファンドがあります。

#### <3ヵ月決算型>

- ▶ 原則として、毎年2月、5月、8月、11月の各18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 決算時の基準価額を考慮して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

#### <年2回決算型>

- ▶ 原則として、毎年2月18日および8月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 元本の成長を重視して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<追加的記載事項>

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

投資対象ファンドの概要

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ – アジアン・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドクラスJ	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
主な投資対象	日本を除くアジア地域において設立または上場しているインフラ関連事業を営む企業、ならびに日本を除くアジア地域において主にインフラ関連事業を展開している企業の株式および株式関連証券	
ベンチマーク	ありません。	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.
申込手数料	ありません。	
運用報酬	年率0.425%	
管理費用等	年率0.2%程度	
その他の費用・手数料	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	2007年10月1日	
決算日	毎年12月31日	

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	
形態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベンチマーク	ICE BofAML 国債インデックス（1-10年債）※	
ファンドの関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
申込手数料	ありません。	
信託報酬	年率0.216%*（税抜0.2%） *消費税率が10%になった場合は年率0.22%となります。	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設定日	2002年8月26日	
決算日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）	

※ ICE データ・サービスおよびその関連会社は、提供するインデックスデータに関してその継続性、正確性、完全性を保証するものではなく、当該データ提供に係り発生し得る損害についてもその事由の如何を問わず責任を負うものではありません。



## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

### <基準価額の変動要因となる主なリスク>



**株価変動リスク** 政治経済情勢や発行企業の業績の変化により株式の価格が変動するリスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



**為替変動リスク** 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



**信用リスク** 有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化などにより有価証券の価格が下落するリスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



**流動性リスク** 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



**カントリーリスク** 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受け付けを取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。)) を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- 税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

### リスクの管理体制

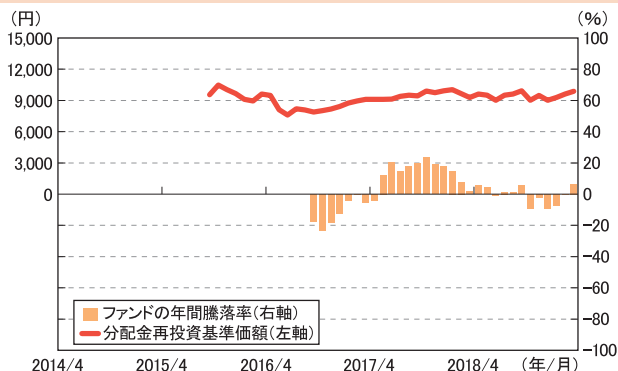
委託会社では、運用部門において投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。さらに、運用部門から独立した部署が、当ファンドの投資ガイドライン等の遵守状況等のチェックを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会は当ファンドのリスク全般の管理を行います。



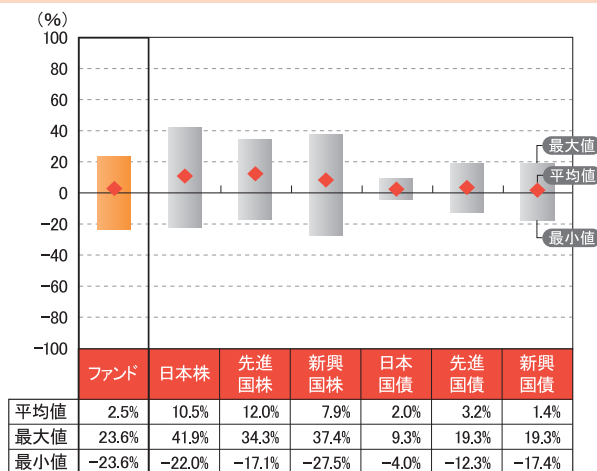
## 参考情報

### ■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 (2014年4月～2019年3月)

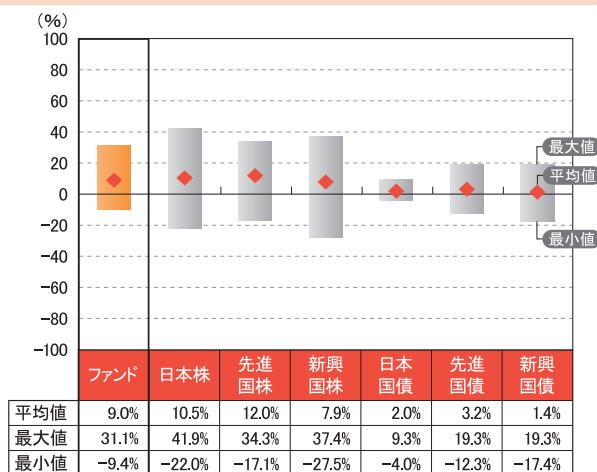
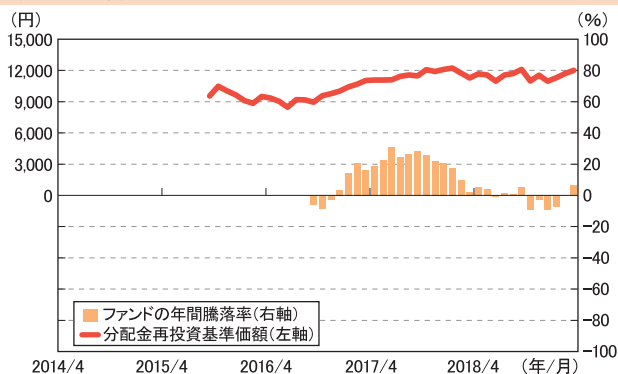
<3ヵ月決算型>



### ■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2014年4月～2019年3月)



<年2回決算型>



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。  
 ※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドは2015年9月11日に設定されたため、<3ヵ月決算型>、<年2回決算型>ともに分配金再投資基準価額は2015年9月末以降のデータを、ファンドの年間騰落率は2016年9月末以降のデータを表示しています。

※2014年4月から2019年3月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### <各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）  
 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）  
 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）  
 日本国債：NOMURA-BPI 国債  
 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）  
 新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

#### <指数について>

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI 指数（MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス）は MSCI Inc. が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。

FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

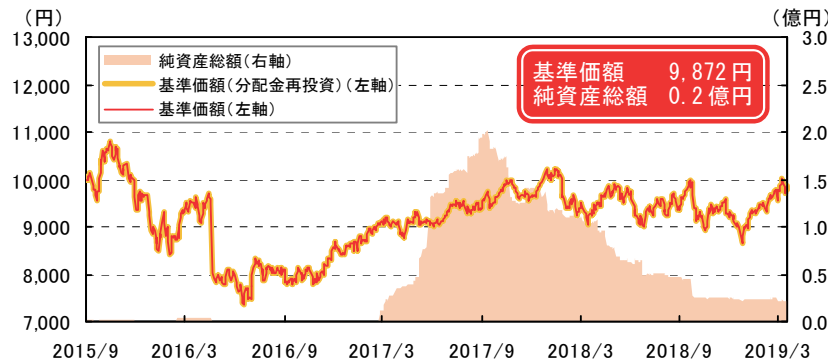


# 運用実績

2019年3月29日現在

## ■基準価額・純資産の推移

< 3ヵ月決算型 > 期間：設定日（2015年9月11日）～2019年3月29日



## ■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

< 3ヵ月決算型 >

決算期	分配金
2019年2月（第14期）	0円
2018年11月（第13期）	0円
2018年8月（第12期）	0円
2018年5月（第11期）	0円
2018年2月（第10期）	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

< 年2回決算型 > 期間：設定日（2015年9月11日）～2019年3月29日



< 年2回決算型 >

決算期	分配金
2019年2月（第7期）	0円
2018年8月（第6期）	0円
2018年2月（第5期）	0円
2017年8月（第4期）	0円
2017年2月（第3期）	0円
設定来累計	0円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

※< 3ヵ月決算型 > < 年2回決算型 > の基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

## ■主要な資産の状況

< 3ヵ月決算型 >

資産の種類	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド クラスJ	94.78
イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	0.51
現金・その他	4.70

< 年2回決算型 >

資産の種類	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド クラスJ	93.01
イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	0.58
現金・その他	6.41

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

●「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
株式	97.67
現金・その他	2.33

組入上位 10 国・地域

	国・地域	比率(%)
1	インド	24.40
2	中国	22.74
3	台湾	11.91
4	シンガポール	7.79
5	香港	7.50
6	インドネシア	7.15
7	タイ	6.59
8	韓国	5.57
9	マレーシア	4.02
10	—	—

組入上位 10 業種

	業種	比率(%)
1	エネルギー	22.85
2	素材	18.82
3	電気通信サービス	17.21
4	公益事業	11.72
5	メディア・娯楽	11.13
6	資本財	9.78
7	運輸	4.34
8	耐久消費財・アパレル	1.81
9	—	—
10	—	—

組入上位 10 銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率(%)
1	Tencent Holdings Ltd	中国	メディア・娯楽	9.52
2	Reliance Industries Ltd	インド	エネルギー	7.64
3	Singapore Telecommunications	シンガポール	電気通信サービス	4.89
4	Formosa Plastics Corp	台湾	素材	4.30
5	PTT PCL	タイ	エネルギー	4.03
6	Indian Oil Corp Ltd	インド	エネルギー	3.18
7	Semen Indonesia Persero TBK	インドネシア	素材	3.02
8	CK Hutchison Holdings Ltd	香港	資本財	2.99
9	Telekomunikasi Indonesia Persero	インドネシア	電気通信サービス	2.92
10	Tenaga Nasional Bhd	マレーシア	公益事業	2.89

※比率は、イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドの純資産総額を 100%として計算しています。

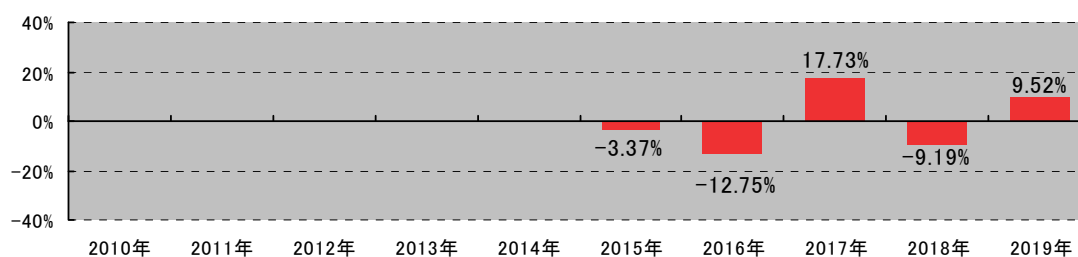
※業種区分は、原則として MSCI/S&P GICS に準じています（一部当社判断に基づく分類を採用）。なお、GICS に関しての知的財産権は、MSCI Inc. および S&P にあります。

※国・地域は発行者の登録国・地域に基づいており、当該株式が上場されている、あるいは発行者が業務の本拠を置く国・地域とは異なる場合があります。

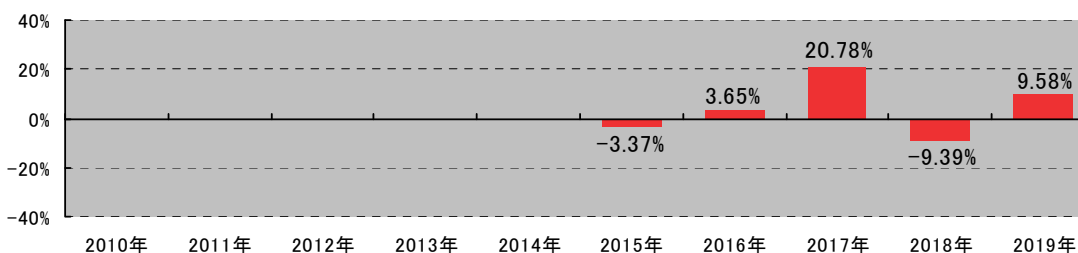
■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。

< 3 ヶ月決算型 >



< 年 2 回決算型 >



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

※2015年は、設定時から12月末までの収益率です。

※2019年は、3月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。  
 ※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

# IV

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社にお問合せください。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①ルクセンブルグの金融商品取引所の休業日 ②ルクセンブルグの銀行休業日 なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
購入の申込期間	2019年5月17日から2019年11月18日まで ※繰上償還が決定した場合、申込期間は2019年7月24日までとします。詳しくは3ページの追加的記載事項をご覧ください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	2015年9月11日から2025年8月18日まで ※繰上償還が決定した場合、信託期間は2019年8月8日までとします。詳しくは3ページの追加的記載事項をご覧ください。
繰上償還	・主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還されます。 ・以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①各ファンドについて、純資産総額が10億円を下回るようになった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	<3ヵ月決算型> 毎年2月、5月、8月、11月の各18日（休業日の場合は翌営業日） <年2回決算型> 毎年2月18日および8月18日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	<3ヵ月決算型> 原則として毎年4回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 <年2回決算型> 原則として毎年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンド 2,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、毎年2月および8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
そ の 他	販売会社によっては、<3ヵ月決算型>および<年2回決算型>の間でスイッチングを取扱う場合があります。また、販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
基準価額の新聞掲載	原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に以下の略称で掲載されます。 <3ヵ月決算型> アジフラ3M <年2回決算型> アジフラ年2

## ファンドの費用・税金

### <ファンドの費用>

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>3.78%* (税抜 3.5%) を上限</b> として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 *消費税率が10%になった場合は <b>3.85%</b> となります。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率1.3554%*(税抜1.255%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。 *消費税率が10%になった場合は年率1.3805%となります。 なお、下記の配分についても相応分上がります。		信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率
		委託会社	年率0.4590% (税抜0.425%)	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年率0.8640% (税抜0.800%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	年率0.0324% (税抜0.030%)	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	投資対象とする投資信託証券②	年率0.6250%程度		
	実質的な負担 (①+②)	<b>年率1.9804%*程度 (税込)</b> *消費税率が10%になった場合は <b>年率2.0055%程度 (税込)</b> となります。		
その他の費用・手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは2月および8月の計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。		監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用： 有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用	

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### <税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2019年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# M E M O

---

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

# M E M O

---

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

